

福島県の海岸部には津波に流されて跡形もなくなつてしまった集落がいくつもある。こうした荒れ地に人の息吹を取り戻そうという試みが、ささやかながら民間の手で始まった。民家の跡地などに花壇やベンチ、おまきなどを設置して、元住民などが集える場所をつくることという活動だ。広大な荒れ地を前に小さな再建への一歩。しかし、それは誰かが踏み出さなければならぬ一歩でもある。

「ここが現場です」と佐藤宏光さん(左)が案内してくれ

# り取り戻す

置であるという。用地は震災前まで民家があった約二百坪の宅地。現在は市が買い上げているが、雑草が茂り放題と荒れるに任せてままた。

市の許可を待たずに、ここを整備し、公園にする。完成は来年二月の予定。約七十万円の費用はインターネットなどで寄付を募っている。

◆◆◆

ところで、なぜ公園なのか。

「震災と原発事故が壊したのは地域のつながり。力を合わせて生きてきた人々が分断されて、ぼろぼろになってしまった。避難先から帰って来ても引きこもりや、こづこづこしてしまう人も多い。地域が荒れると心も荒れる。この負の循環が止まらない」と佐藤さんは話す。

「だから皆で集まって世間話でもできる場所をつくりたい。災害公営住宅に移った人は『王いじりができない』と嘆いていると聞いた。そんな人たちが、好きに花壇づくり

が経過しても耕作する人はいない。小高区全体で帰還した人の数は二割と少なく、津波被害が重なったこの地区では、無人化がさらに激しい。

◆◆◆

公園用地の隣の家で老夫婦が庭いじりをしていた。松下広幸さん(左)と摩子さん(右)。二人の家も津波に襲われ、一階部分は水没した。隣の原町区に避難を余儀なくされたが、少しずつ補修を繰り返して、避難指示解除となつ

## 東北 復興日記

またまた 宮城県南三陸町の「さとうみつアーム」の前身は、東日本大震災後に川崎市で発足したボランティア団体でした。より被災地の地元

▶▶▶ 223



一般社団法人さとうみつアーム事務局長 高橋裕美さん

### どもたち

を目の当りにしました。「子どもが笑顔になれば大人も笑顔になれるはず」。そんな思いで活動していた私たちは、個人や企業などから多くの支援をいただき、一三年に公園を整備しました。その後、活動を継続するために羊の観光牧場を始めました。捨てられていたワカメの葉を活用した飼料を育てた、ブランド羊肉の研究・販売にも着手しました。羊

## 日 々 論 々

「国民の保護のための措置を実施する場合において…思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない」とこれは武力攻撃事態対処法の一節だが、一見、何の問題もないところか、むしろ表現の自由に配慮した良い法律にも見える。特定秘密保護法ほか、憲法改正国民投票法、個人情報保護法、盗聴法と、同様な配慮を謳った法律が、二〇〇〇年以降立て続けに制定されてきた。

こうした「断り書き」は、憲法で保障されている表現の自由が絶対ではなく、為政者の都合で制約される場合が起り得ることを示している。

有責対応や国家秘密を守るといった、国家安全保障のための法に置かれるのも特徴的だ。しかし現実には、憲法の原則に穴をあける「例外の一般化」が、じわじわと広がっていることにはかならない。

内外の歴史を振り返ると、時の為政者がより強力に国家意思の統一を図ろうとした時に、公権力批判を封じ込めるための「秘密保護法・緊急事態法・名誉毀損法」という取り締まり三法を定めることが多い。日本でも明治から戦時体制にかけて、軍機保護法・治安維持法・護国法が整備され

る。そしてこれらの法制度が、言論の自由を形骸化させるばかりか、その運用チェックのための取材・報道の自由の大きな制約となり、権力の監視というジャーナリズム機能を失わせることにつながった。

この過去と現在の事象をシラクロさせた時に見えてくることがある。すでに秘密保護法と緊急事態法は制定・強化

され、しかもその法制の中に「表現の自由への配慮条項」を埋め込むことで、三つ目の名誉毀損法制と同等の効果が生じている点だ。国益に関わるような事態では、表現の自由を軽んじてもやむをえず、例外があるのは当然である

「都合の悪い文書」は残さない」と記した文書を共有化したのは誤りとして、厳重注意処分するという事態も生じた。公文書管理や情報公開制度の根幹を揺るがす不当な行為であるとともに、行政の現場に政治家や政府にとって

## 広がる「例外の一般化」

# 憲法の原則に穴

### 政府批判を巡る最近のトピック

- 2017・4・4 今村雅弘・復興相が記者会見で追及する記者に「出て行きなさい。もう二度と来ないでください」
- 26 二階俊博・自民党幹事長が「1行でも悪いところがあれば、これはけしからん、首を取れと。なんちゅうことか」
- 5・8 安倍晋三・首相が国会で憲法改正について問われ、「読売新聞に書いてほしい。じっくり熟読してほしい」
- 17 菅義偉・官房長官が記者会見で「(加計学園運文書)全く、怪文書みたいな文書じゃないか。出どころも明確にならない」
- 6・5 安倍首相が国会

だ。しかし、法そのものに市民的自由を損ないかねない仕組みが隠されている場合、恣意的な運用はその危険性を顕在化させることになる。昨今の異論対峙のための名誉毀損法制が、事実上復活しつつあ

るような事態は、民主主義社会の基盤を揺るがしかねない。今日は其謀罪の施行日。国益を理由として中身を精査しない法律の危険性は、こゝにも当てはまる。(毎月第三火曜日掲載)

## 見張り塔から

ステイアの今



専修大学教授・山田健太さん

「都合の悪い文書」は残さない」と記した文書を共有化したのは誤りとして、厳重注意処分するという事態も生じた。公文書管理や情報公開制度の根幹を揺るがす不当な行為であるとともに、行政の現場に政治家や政府にとって

で、野党批判を「印象操作」と繰り返し述べるとともに、「(加計学園理事長との写真を)ずつとテレビに映してね。そこに写っている他の方々に印象をかぶせることは、普通常識があったらしていない」

30 二階幹事長が「我々はお金を払って買っている。そのことを忘れてはダメだ。落とすなら落とすとしてみる。マスコミが選挙を左右すると思っただら大間違いだ」

7・1 安倍自民党総裁が「(ヤジに対し)こんな人たちに皆さん、私たちが負けるわけにはいかない」

同 麻生太郎・副総理兼財務相が「(報道)内容はかなりの部分が間違っている。こんなものにお金まで払って読むか」